八　法第五条第一項の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　（略）

一　法第五条第三項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望して申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（法第五条第三項の一歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間において、当面その実施が行われない場合

二・三　（略）

（法第六条第三項の国土交通省令で定める事由）

第九条　（略）

一～五　（略）

六　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第八条第三項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十七条　（略）

一～四　（略）

五　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位等）

第二十八条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　事業主がその使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を前項に規定する半日とみなすことができる。この場合において、同号に掲げる時間数の合計数は、一日の所定労働時間数を下回らないものとする。

一　この項の規定による時間数で子の看護等休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護等休暇の取得の単位となる始業の時刻から連続し、及び終業の時刻まで連続する時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

（削る）

八　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　（略）

一　法第五条第三項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望して申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（法第五条第三項の一歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間において、当面その実施が行われない場合

二・三　（略）

（法第六条第三項の国土交通省令で定める事由）

第九条　（略）

一～五　（略）

六　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第八条第三項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十七条　（略）

一～四　（略）

五　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護等休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護等休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護等休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）